

里塚霊園隣接地域における地元説明会 次第

日 時 令和元年 8月28日（水） 18：30～
場 所 里塚町内会会館（清田区美しが丘1条8丁目7－3）

1. 開会

2. 札幌市挨拶 建設局 市街地復旧推進室長 さくらい ひでふみ 櫻井 英文

3. 説明 札幌市建設局
市街地復旧推進室 係長 えざわ こうすけ 江澤 幸介

- | | |
|----------|----------|
| ① 被災状況 | ② 造成の経緯 |
| ③ 調査結果 | ④ 対策工 |
| ⑤ 関連工事等 | ⑥ 支援メニュー |
| ⑦ スケジュール | |

4. 質疑応答

5. 閉会

3. 説明（本日の説明項目）

本日の説明項目

- | | |
|----------|----------|
| ① 被災状況 | ② 造成の経緯 |
| ③ 調査結果 | ④ 対策工 |
| ⑤ 関連工事等 | ⑥ 支援メニュー |
| ⑦ スケジュール | |

ご質問は全ての説明終了後に、各項目毎にお願いいたします。

① 被災状況

1) 北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）による被害状況

・被災概要

1 地震概要
平成30年9月6日 3:07発生
マグニチュード6.7
市内最大震度 6 弱（東区）
清田区 震度 5 強
清田消防署観測 277gal

説明会資料を一部加工しております。

里塚霊園隣接地区において、宅地に特に大きな被害が発生したエリア

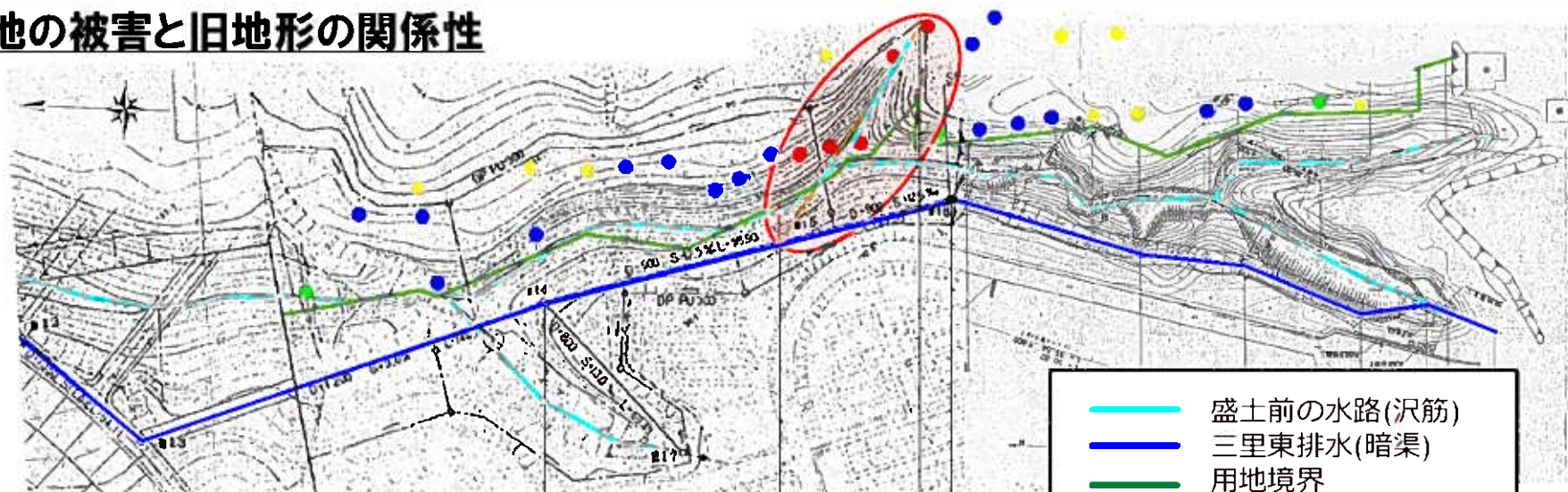


霊園緑地帯、隣接の高低差のある宅地、道路で被害発生

① 被災状況

1) 北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）による被害状況

・宅地の被害と旧地形の関係性



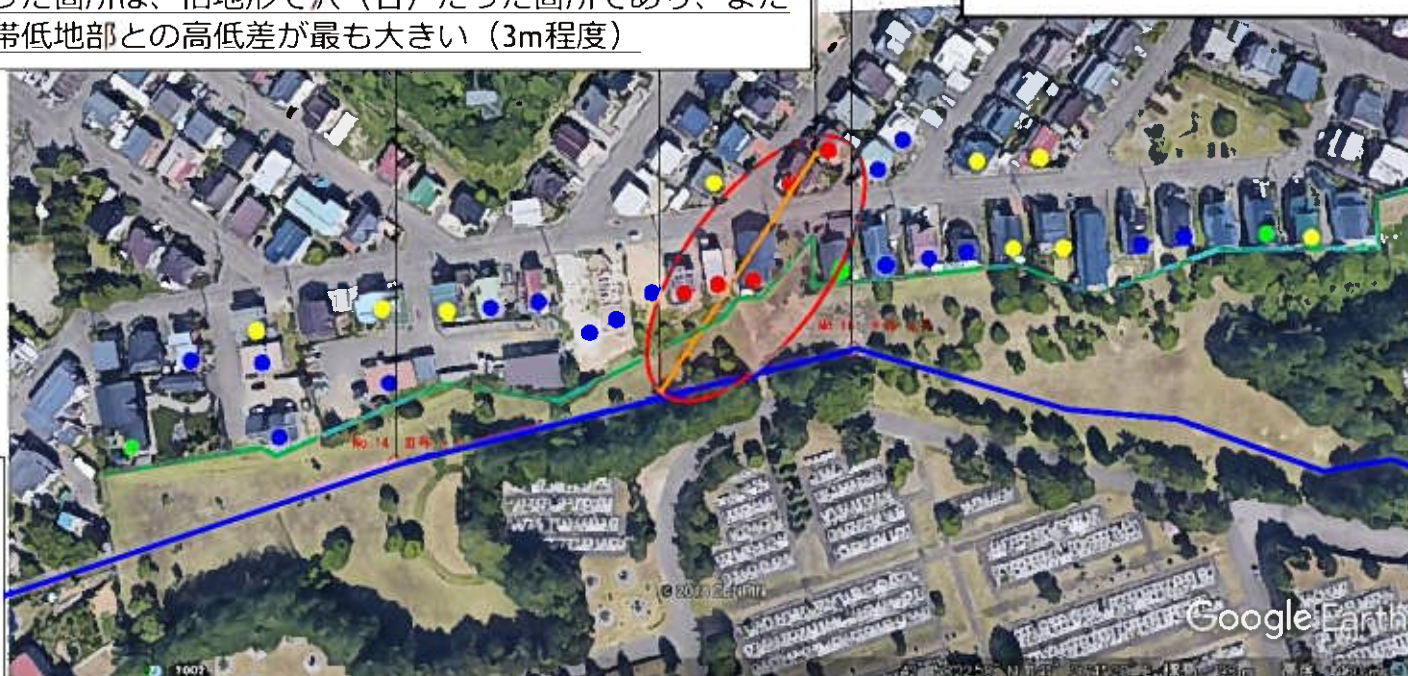
特に被害の大きかった箇所は、旧地形で沢（谷）だった箇所であり、また隣接する霊園緑地帯低地部との高低差が最も大きい（3m程度）

←北

南→

※凡例の「被災程度」は住民調査の資料による

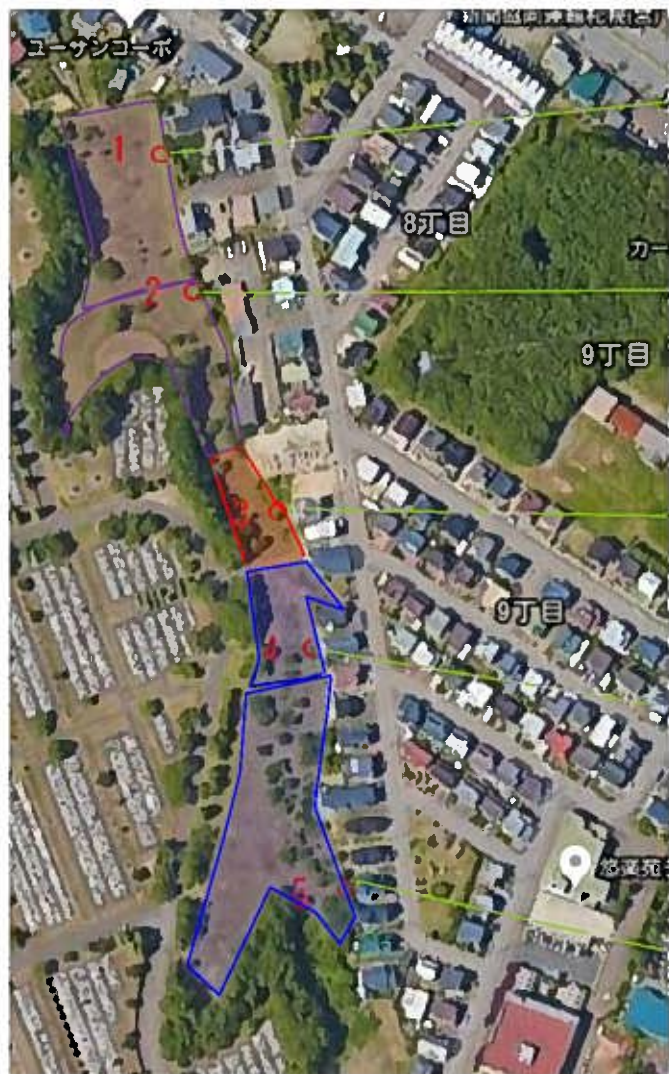
- 軽度の被災
- 地盤の沈下等
- 住宅・地盤の傾き、沈下等
- 住宅避難



① 被災状況

1) 北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）による被害状況

・里塚霊園緑地帯と隣接宅地の高低差



① 1.2m程度



② 1.7m程度



③ 3.0m程度



④ 0.8m程度



⑤ 0.5m程度



霊園緑地帯の北側半分は宅地との高低差が大きく、南側半分は宅地との高低差がほとんどない。中央部が最も高低差が大きい。

① 被災状況

2) 過去の被災履歴（平成15年 十勝沖地震）

1 地震概要

【本震】

平成15年9月26日4:50発生

M_g 8.0

市内最大震度 4

震源地 十勝沖 最大震度 6 弱

【余震】

清田消防署にて、震度5弱を観測、113gal

2 市被害状況（ ）内は清田区

【人的被害】

軽傷 8 名

【住家被害】

一部破損 50棟（30棟）

【施設被害】

道路 10件（6件）

水道 10件（1件）

下水道 11件（3件）

河川 なし

公園 3件（1件）

3 霊園隣接地の被害

複数の家屋に滑りの被害発生
地域住民の要望を受け、札幌市（霊園）が一部に押え盛土を実施



② 造成（開発行為）の経緯

1) 霊園付近の造成状況

・造成や開発行為の実施者と年代区分



② 造成（開発行為）の経緯

1) 霊園付近の造成状況

都市計画法による開発行為の許可とは

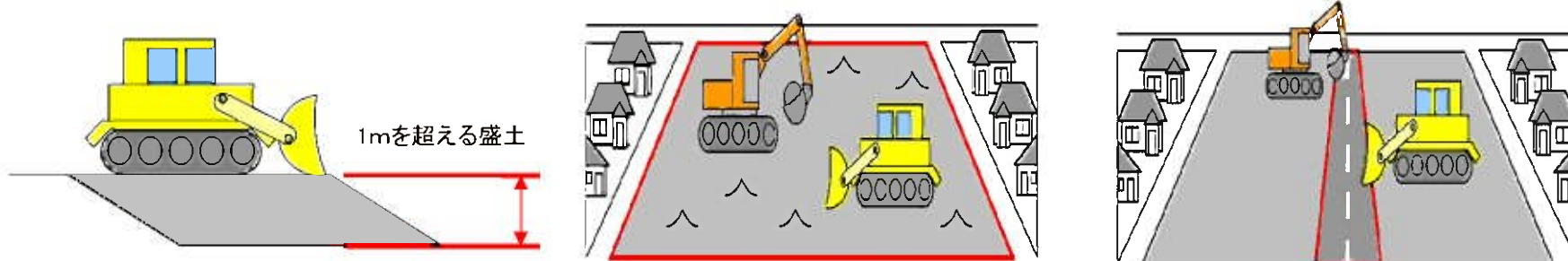
開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。

市街化区域において行う開発行為で、その規模が $1,000\text{m}^2$ 以上である場合は、都市計画法による開発許可が必要です。

＜ 土地の区画形質の変更 ＞

- (1) 切土をする行為で、切土高が 2m を超えるもの
- (2) 盛土をする行為で、盛土高が 1m を超えるもの
- (3) 切盛土をする行為で、切盛土高が 2m を超えるもの
- (4) 切土又は盛土をする行為で、当該面積が 500m^2 を超えるもの
- (5) 宅地以外の土地を利用する行為
- (6) 道路を新設又は変更する行為

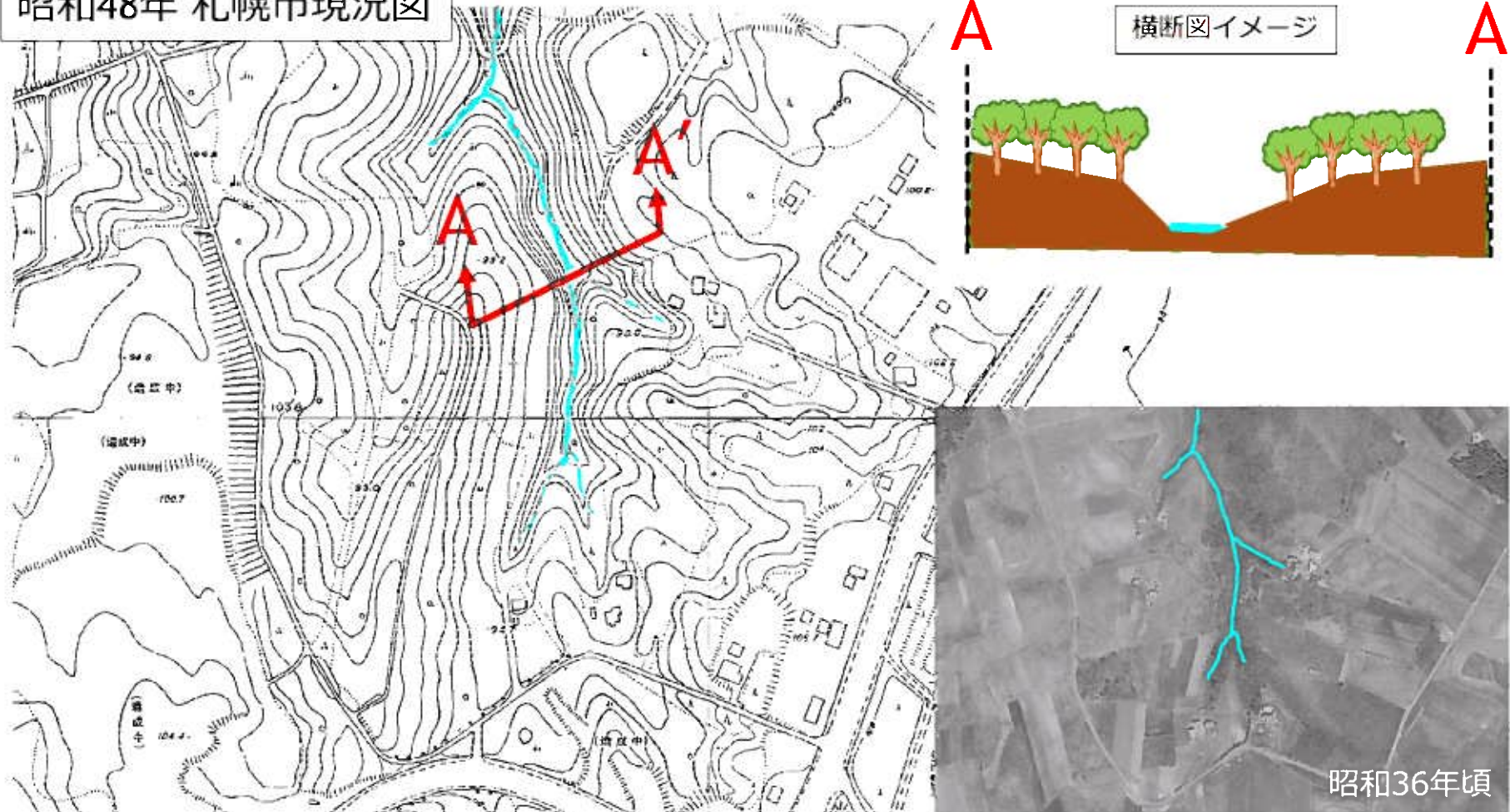
＜ 図解 ＞



② 造成（開発行為）の経緯

2) 時系列にみた造成状況（昭和36-48年頃）

昭和48年 札幌市現況図



- 現在の里塚霊園緑地部分は谷地形になっており、上図の水色線（——）に示す箇所が、三里東排水の元々の沢筋である。

② 造成（開発行為）の経緯

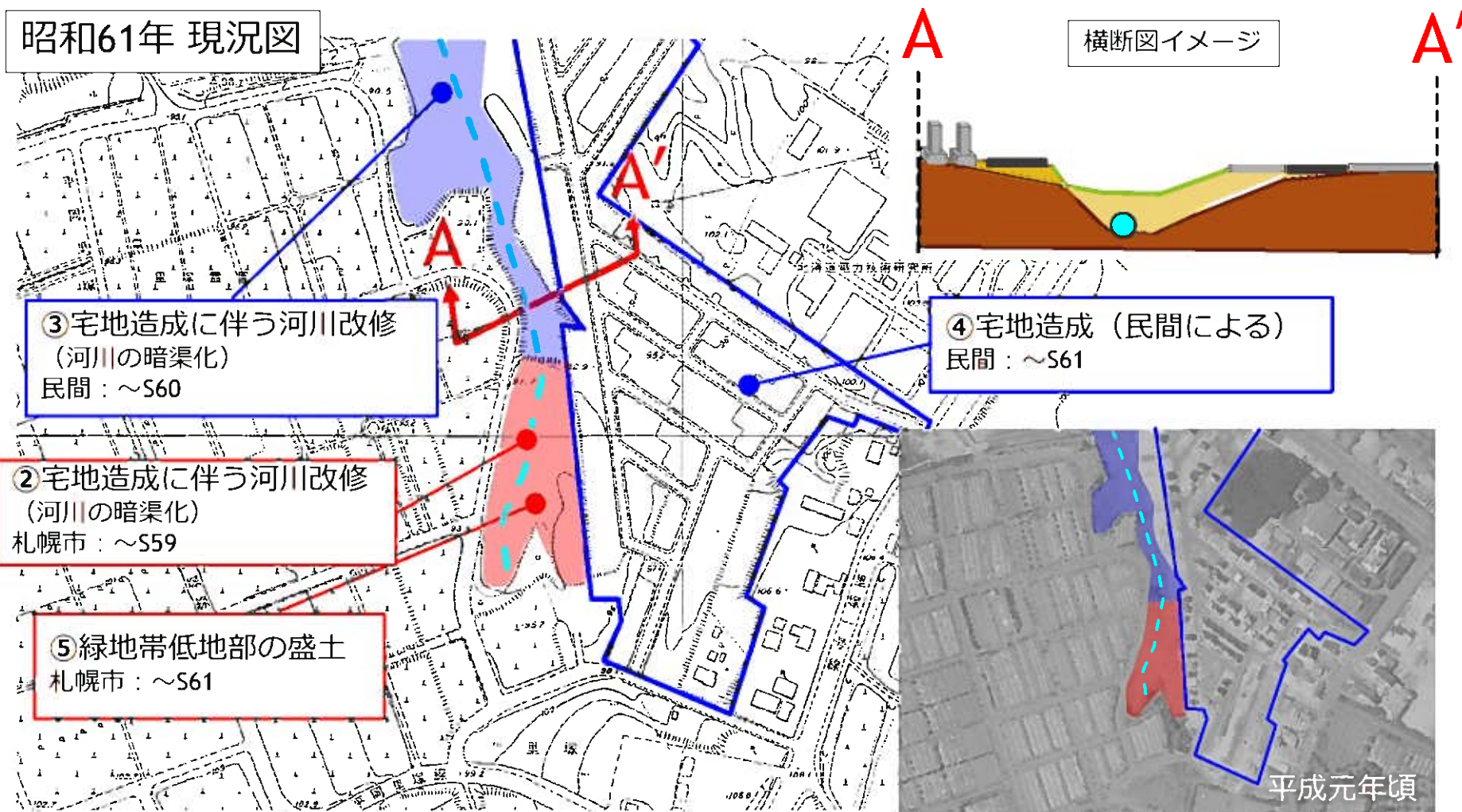
2) 時系列にみた造成状況（昭和56-60年頃）



- 里塚霊園は昭和41年から昭和54年に掛けて段階的に造成。
- この当時は霊園緑地帯の東側に隣接する箇所に、宅地は造成されていない。

② 造成（開発行為）の経緯

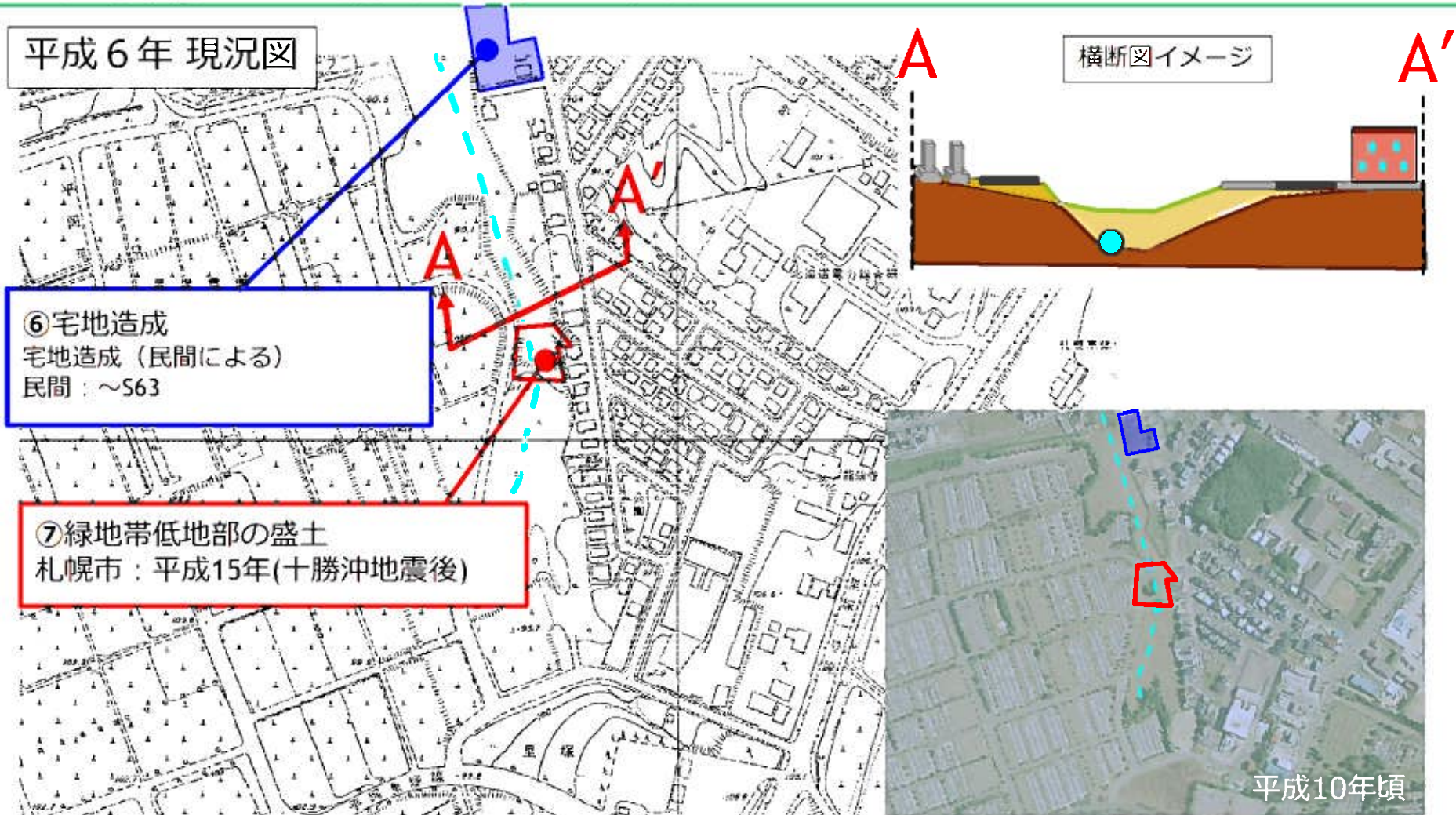
2）時系列にみた造成状況（昭和61年-平成元年頃）



- ・ 霊園東側の宅地造成（開発行為）に併せて、地表にあった河川を地中へ暗渠化。河川の暗渠化工事は、緑地帯の南側（赤色部）は市が施工し、北側（青色部）は宅地造成と同じく、開発行為の申請者により行われた。
- ・ 霊園緑地帯南側の盛土と霊園隣接の宅地造成 1 期が昭和61年に完了。

② 造成（開発行為）の経緯

2) 時系列にみた造成状況（平成6-15年頃）



- ・ 霊園隣接（北側）の宅地造成2期が昭和63年に完了。
- ・ 平成15年に十勝沖地震が起き、霊園緑地帯に隣接する複数の住宅において、地滑り等の被害が発生。地元要望を受け、霊園緑地帯の低地部へ押え盛土を実施。

② 造成（開発行為）の経緯

2）時系列にみた造成状況（平成30年頃）

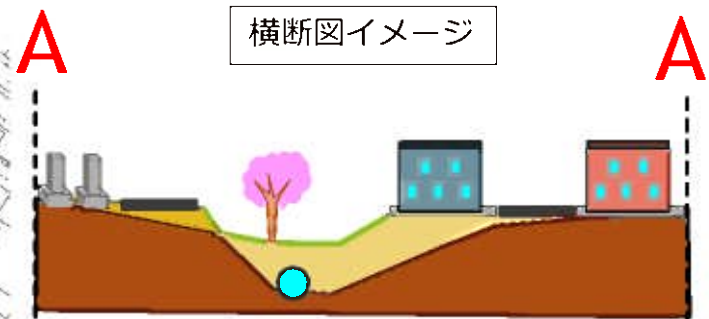
平成30年 現況図

⑧ 宅地造成（市へ申請不要）
家屋建設：平成9年頃

⑨ 宅地造成（市へ申請不要）
家屋建設：平成25年～29年

特に大きな被害が発生

横断図イメージ



平成30年（被災直後）

- 今回の地震で大きな被害が集中した箇所は、平成15年の十勝沖地震後に建設された家屋の建つ範囲が中心となっている。

② 造成（開発行為）の経緯

2）時系列にみた造成状況

造成の時系列のまとめ

1. 里塚霊園が段階的に造成される（昭和41～54年）
2. 隣接地での宅地造成（開発行為）に伴い、河川を暗渠化（昭和59～60年）
3. 隣接地での宅地造成（昭和60～61年）と同時期に、霊園緑地帯低地部（南側）で、盛土工事を行う（昭和61年）
4. 霊園隣接地（北側）の宅地造成（昭和63年）、霊園隣接地（中央部北更地）の宅地造成（家屋建設：平成9年）
5. 十勝沖地震発生、緑地帯低地部の一部に押え盛土を行う（平成15年）
6. 霊園隣接地（中央部更地）の宅地造成（家屋建設：平成25年～平成29年）
7. 北海道胆振東部地震発生（平成30年9月6日）

⇒①里塚霊園の造成、②宅地造成に伴う河川の暗渠化、③民間事業者による宅地造成（霊園緑地帯に隣接する地盤面の高い土地）の順番により整備

③ 調査結果

調査内容

1) 現地踏査 (①被災状況：3～5Pの確認)

目視による調査

被害状況を把握し、必要な調査や検討の基礎資料とした

2) 土質調査

被災後の地中の状態を確認するため、ボーリング調査など
(試料採取、液状化判定) を実施

3) 測量

被災後の現況位置や高さを測り、被災メカニズムの検討や
対策工事の基礎資料に

4) 設計 (安定計算、対策範囲や工事内容の決定等)

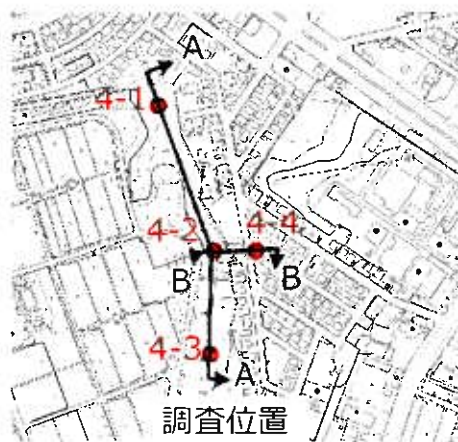
土質調査結果や測量結果を基に、斜面の安全性を計算し、
対策範囲や対策工事内容を決定

③ 調査結果

土質調査

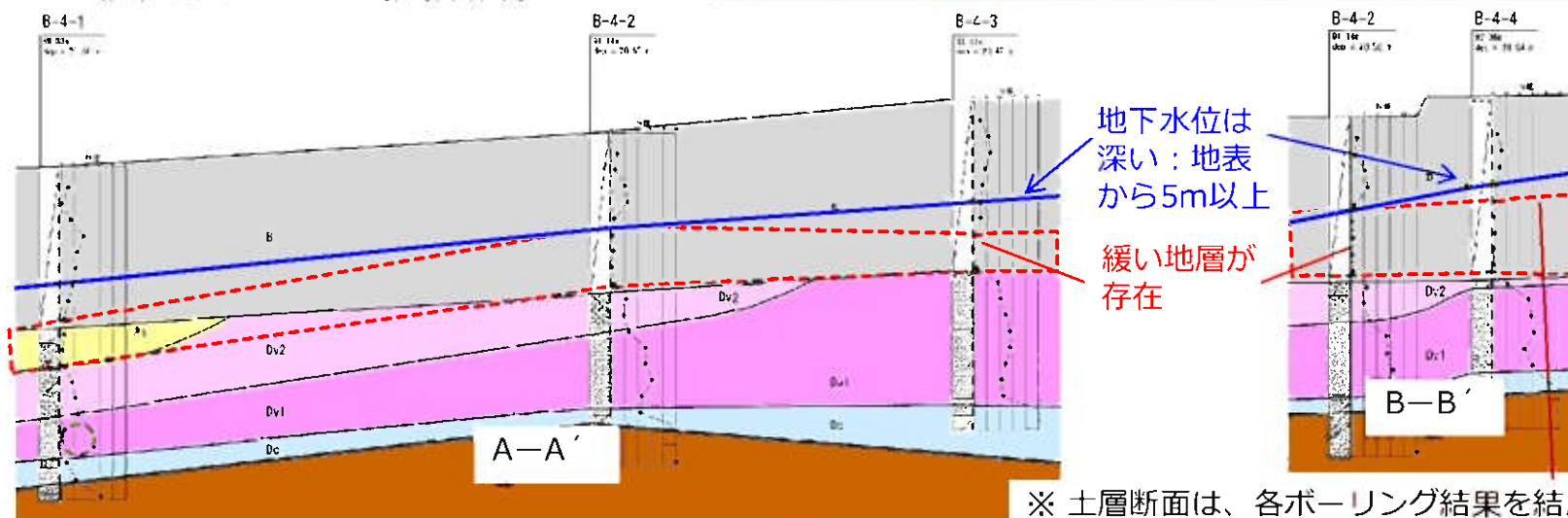
・ボーリング調査結果による地盤強度と地下水位の把握

被災後の地中の状態を確認するため、計4箇所ではボーリング調査を実施



凡 例

時 代		地質区分	記号	層 厚 (m)	N値 (平均値)	構 成 物 等
第 四 紀	現世	盛 土	B	10.00 ～10.50	0～18 (5)	造成盛土。 軽石質火山灰、火山灰質砂、シルト質砂。
	完新世	砂質土	As	2.50	7～4 (3)	B-4-1地点に分布する。 礫混じりシルト質砂、火山灰。
	更新世	火山灰2	Dv2	0.50 ～3.10	9～14 (11)	火山灰、シルト質火山灰が主体をなす。 一部に高有機質土、有機質火山灰を挟む。
		火山灰1	Dv1	2.55 ～8.30	19～32 (25)	火山灰、軽石が主体をなす。 一部礫分が多い箇所がみられる。
		粘性土	Dc	1.05 ～1.85	5～50以上 (30)	固い粘土が主体をなす。礫分の多い箇所、 火山灰質粘性土が分布する箇所がある。
		礫質土	Dg	0.85 ～2.60	31～50以上 (47)	砂礫が主体をなす。最大径30cm以上の玉石 を含む。細粒分の多い箇所がある。



※ 土層断面は、各ボーリング結果を結んだ想定です

③ 調査結果

土質調査

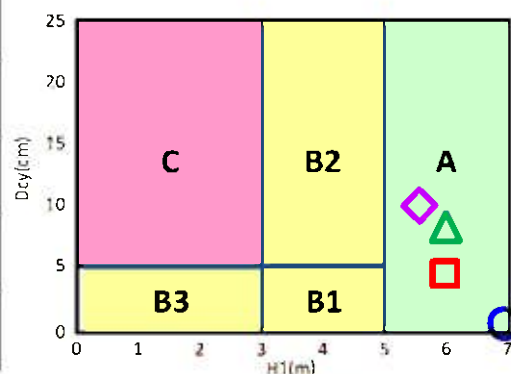
・液状化判定の結果

※液状化判定表の出典：国土交通省都市局都市安全課
「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針」より

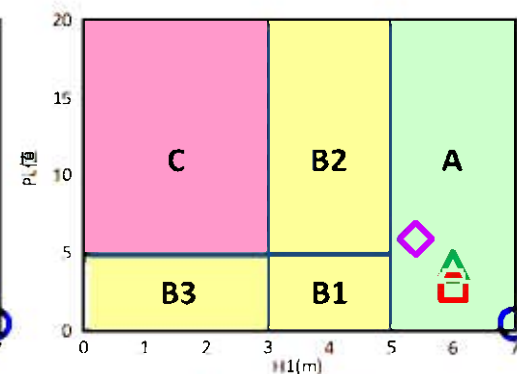
- ・地下水位が5 mより深く、地表面に被害を与える一般的な液状化被害ではない
(5 m以深の液状化抵抗率は、地表部の被害にほぼ関係しない)

里塚霊園B-4 液状化判定結果一覧表 (清田区実測地震波)

Bor名	地下水位 (GL-; m)	地表変位量	液状化指標値	グラフ内 凡例
		Dcy (cm)	PL値	
B-4-1	7.0	1.20	0.56	○
B-4-2	6.0	7.70	4.29	△
B-4-3	6.0	4.80	2.74	□
B-4-4	5.5	10.70	6.30	◇



(A) H1-Dcy 判定図



(B) H1-PL 判定図

判定結果	H1 の範囲	Dcy の範囲	PL 値の範囲	液状化被害の可能性
C	3m 以下	5cm 以上	5 以上	顕著な被害の可能性が高い
B3		5cm 未満	5 未満	
B2		5cm 以上	5 以上	
B1	3m を超え、5m 以下	5cm 未満	5 未満	顕著な被害の可能性が比較的低い
A	5m を超える	—	—	

緩い地層は液状化する可能性はあるが、地表面からは深いため、地表部に被害が発生する可能性は低い。

③ 調査結果

液状化現象とは

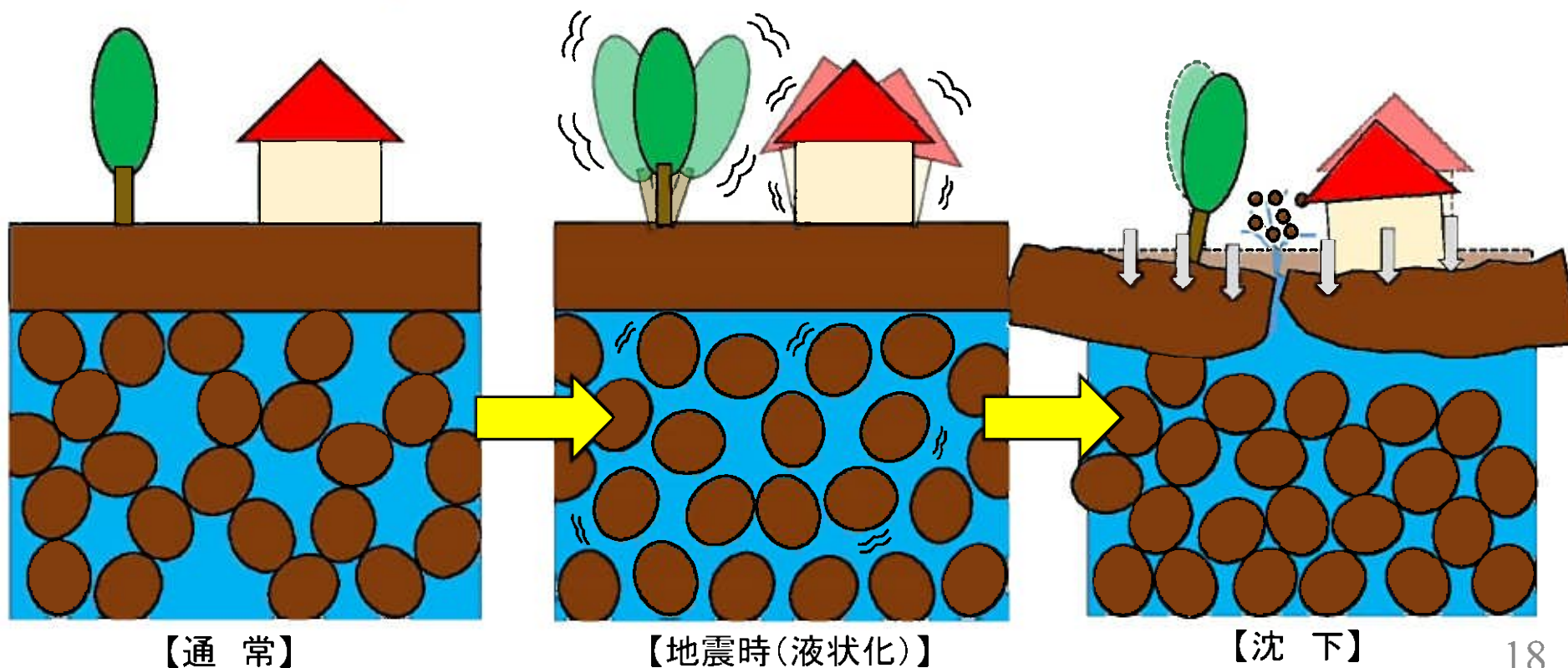
○ 液状化現象とは

地震により、土の粒のかみあわせがはずれ、地下水に浮いたような状態になること。

○ 液状化現象が発生する地盤条件

1. 土中の粒の大きさが概ね等しいこと 2. 締め固まっていないこと 3. 地下水位が高いこと

平坦地での液状化現象モデル



③ 調査結果

液状化現象とは

・液状化による被害の事例

浦安市液状化被害写真（東日本大震災）



↑ 地面から飛び出したマンホール



↑ 噴出した泥に埋もれる車

※写真の出典
浦安市HPより

胆振東部地震における液状化と見られる被害例



- ・舗装の隆起
 - ・噴砂
 - ・（泥）水の噴出
 - ・埋設管の浮き上がり
 - ・家屋のめり込み沈下
- など



地下水位が高く（浅く）、緩い砂質土の地盤において、地震時に典型的な液状化被害が起こる可能性が高い。

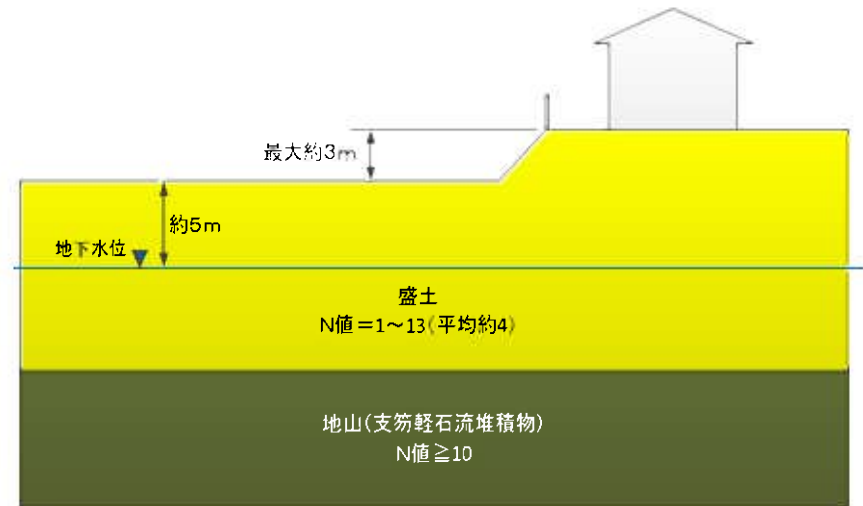
③ 調査結果

被災メカニズム

・想定被災メカニズム

- ・ 主たる要因は宅地側と霊園側の地盤面の高低差に起因する滑り被害

地震前



地震後



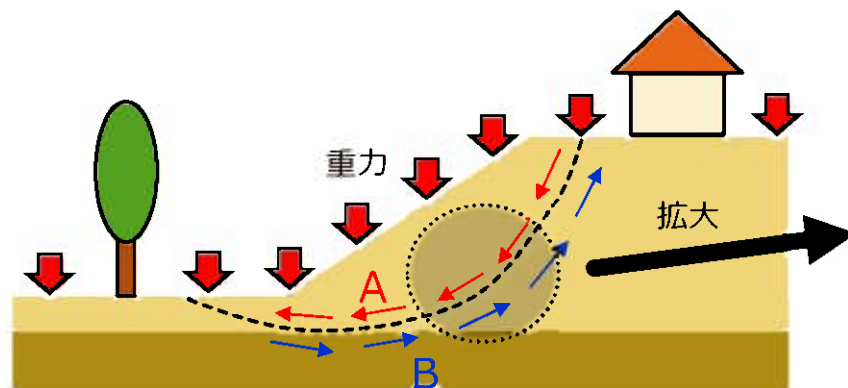
地震による水平力により
斜面が変形



③ 調査結果

地震により発生する斜面の崩壊（滑り）とは

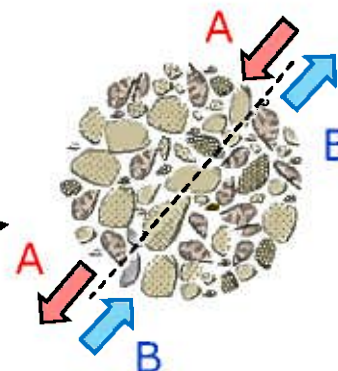
○通常時



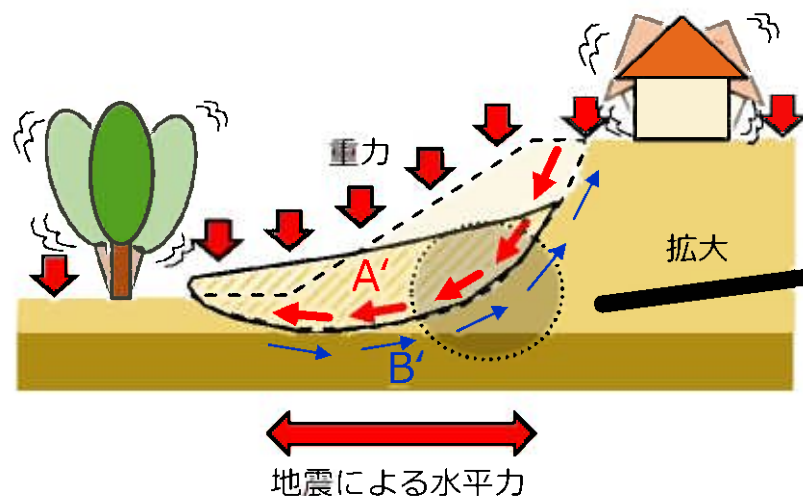
崩れようとする力 (A)
・重力 等

抵抗力 (B)
・土の粒の噛み合わせ
・土の粘着力 等

$A < B$ の時は崩れない。



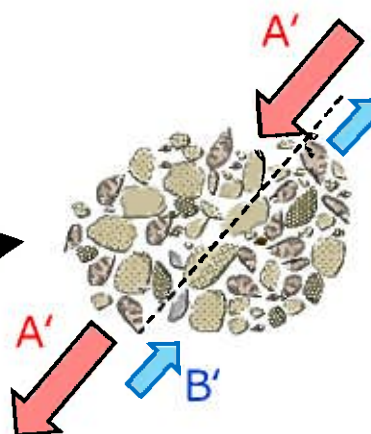
○地震時



崩れようとする力 (A')
・重力 等
・地震による水平力

抵抗力 (B')
・土の粒の噛み合わせ (減少)
・土の粘着力 等

$A' > B'$ となり斜面が崩れる



③ 調査結果

安定計算

・安定計算結果

胆振東部地震の清田区実測地震波相当 275galで試算

緑地帯と最も高低差のある断面において、定常時の安全率は、1.6~2.0 となり安定している
これが、地震時には

【対策無し】⇒**地盤の滑り変形が起こる**

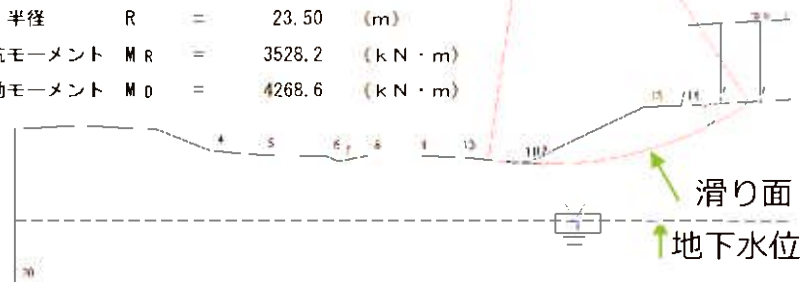
【押え盛土を実施】⇒**滑り変形は起きない**

地震時最小安全率
 $Fs \min = 0.8 \sim 1.0$

番号	飽和重量 (kN/m^3)	浸透重量 (kN/m^3)	内部摩擦角 (度)	粘着力 (kN/m^2)	粘着力の 一次係数	水平係数	鉛直係数
1	15.00	5.00	25.00	0.00	0.00	0.275	0.960

水の単位体積重量 = 10.00 (kN/m^3)

円弧の中心	X	=	8.00	(m)
	Y	=	23.00	(m)
半径	R	=	23.50	(m)
抵抗モーメント	M _R	=	3528.2	($\text{kN} \cdot \text{m}$)
起動モーメント	M _D	=	4268.6	($\text{kN} \cdot \text{m}$)

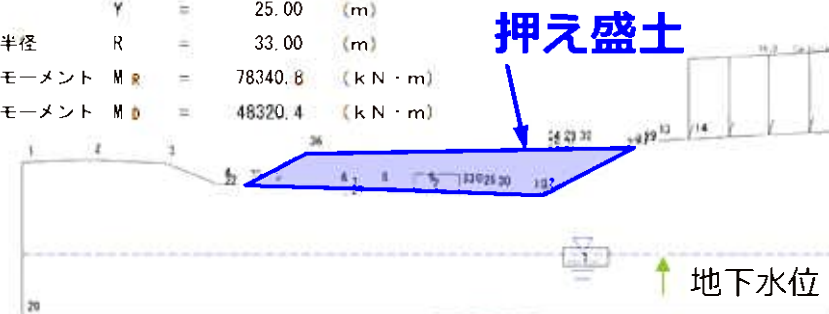


地震時最小安全率
 $Fs \min = 1.3 \sim 1.6$

番号	飽和重量 (kN/m^3)	浸透重量 (kN/m^3)	内部摩擦角 (度)	粘着力 (kN/m^2)	粘着力の 一次係数	水平係数	鉛直係数
1	15.00	5.00	25.00	0.00	0.00	0.275	0.960
2	16.00	6.00	25.00	0.00	0.00	0.275	0.960

水の単位体積重量 = 10.00 (kN/m^3)

円弧の中心	X	=	4.00	(m)
	Y	=	25.00	(m)
半径	R	=	33.00	(m)
抵抗モーメント	M _R	=	78340.8	($\text{kN} \cdot \text{m}$)
起動モーメント	M _D	=	48320.4	($\text{kN} \cdot \text{m}$)



現地調査結果や土質調査、安定計算結果から総合的に判断した結果、今回の被害の主な原因は**地盤面の高低差に起因する地盤の滑り変形**と考えられ、**押え盛土により変形を抑制することができる。**

④ 対策工

対策の考え方

霊園緑地帯において、隣接宅地との高低差を解消する押え盛土を行う

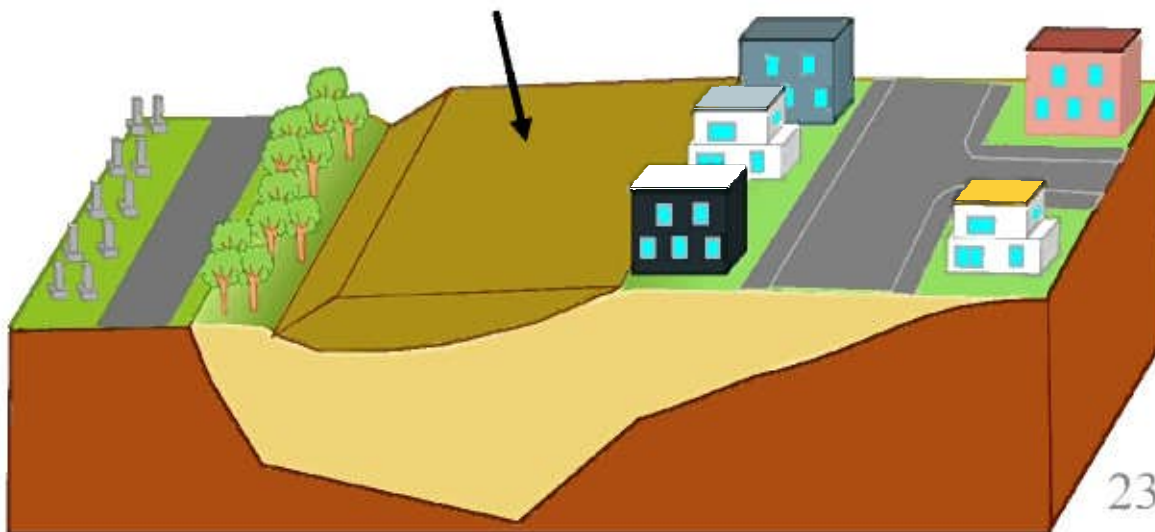
- ・ 滑りの安定計算上、現状では滑り、盛土実施後は滑らない
- ・ 地質調査の結果、盛土によって大きな沈下が見込まれる地層は無いことを確認
- ・ 盛土材は、通常の道路埋め戻し工事や盛土工事に使用する改良土を用いる
- ・ 緑地帯と隣接地との高低差により、安定計算を満足するように、それぞれの場所で必要な盛土厚で押え盛土を行い、仕上げに現在の表土を被せ撒き芝を行う

対策範囲



押え盛土イメージ

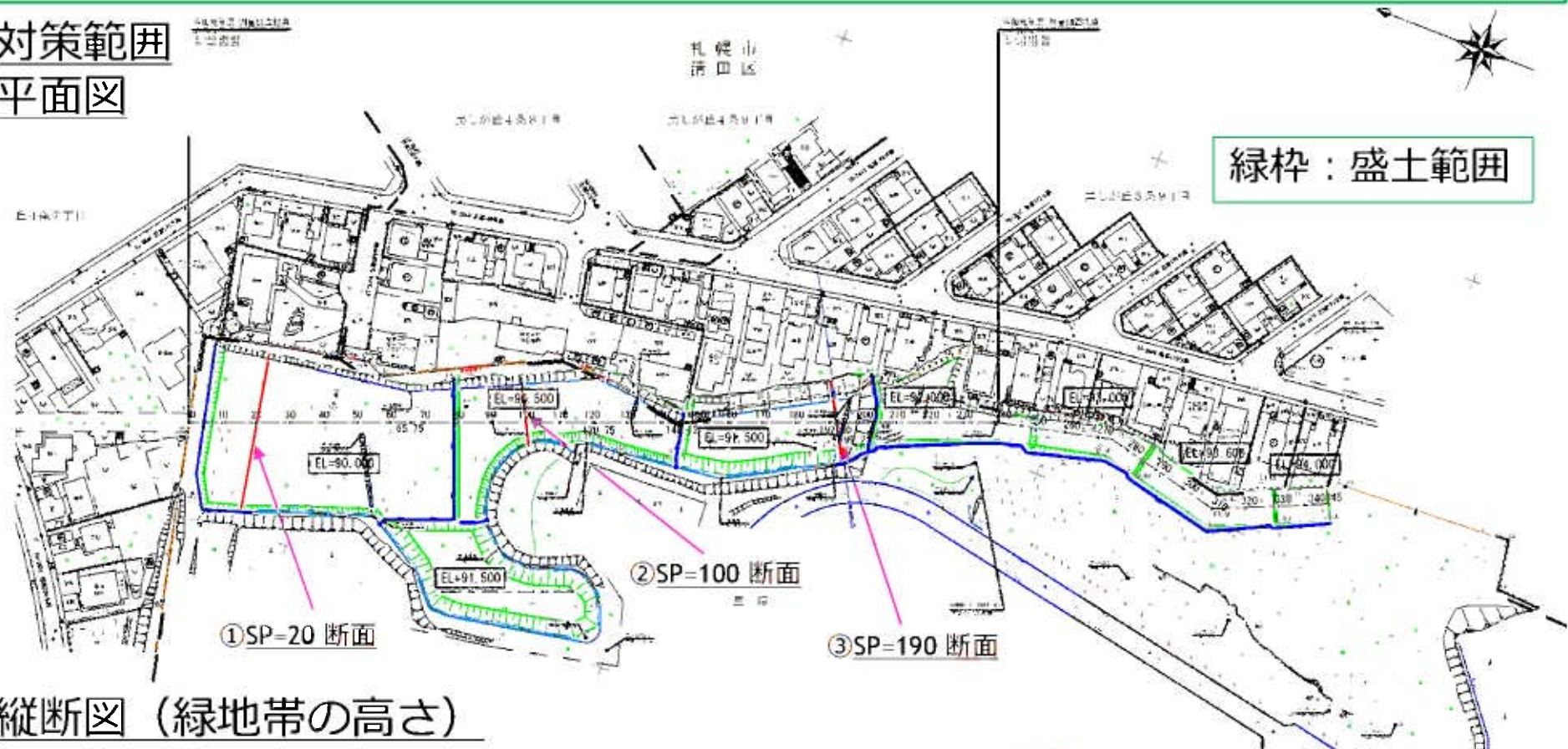
押え盛土終了後は表土を被せ、撒き芝を行う。



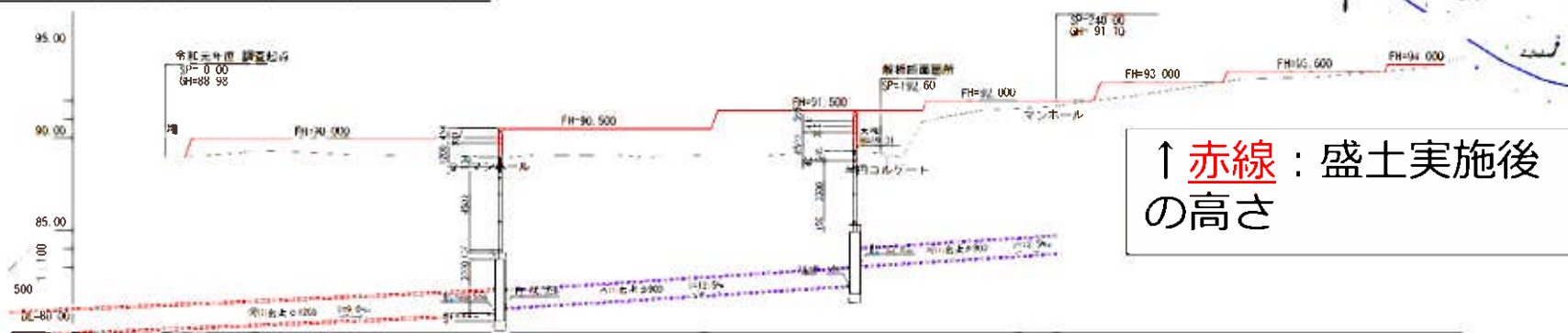
④ 対策工

対策実施範囲

対策範囲 平面図



縦断図（緑地帯の高さ）



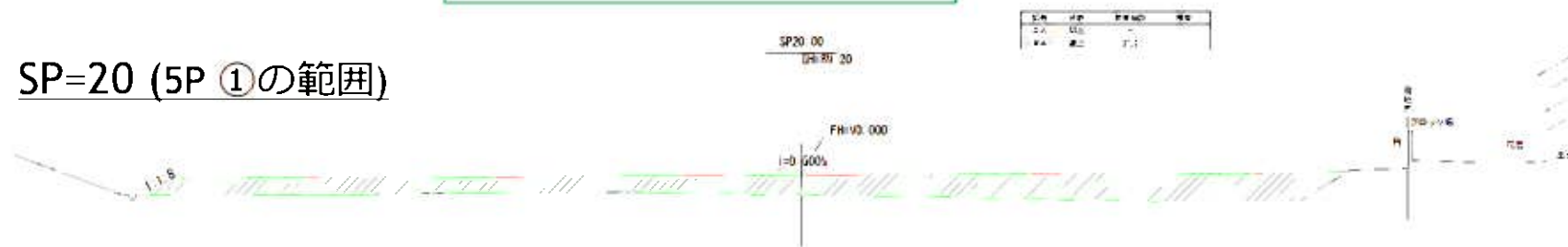
④ 対策工

対策実施範囲

横断図（代表断面）

緑斜線範囲＝盛土範囲

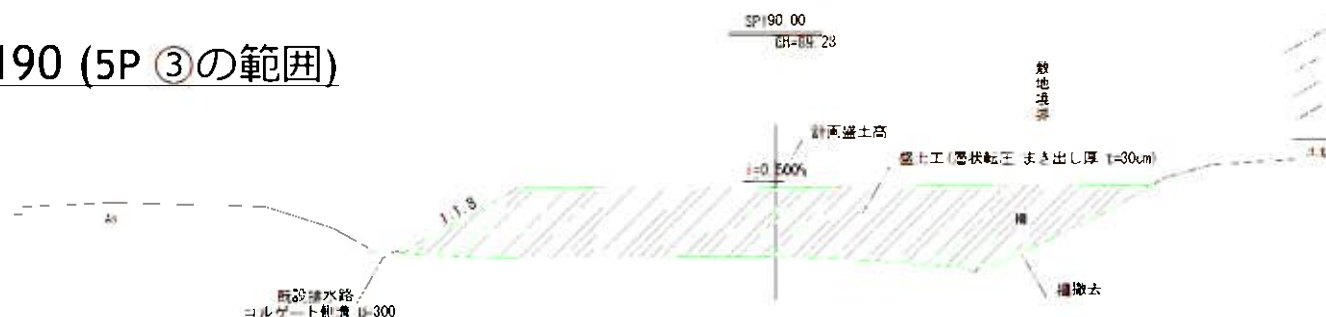
- SP=20 (5P ①の範囲)



- SP=100 (5P ②の範囲)



- SP=190 (5P ③の範囲)



- 盛土範囲や厚さは、現地状況次第で今後若干変更になる可能性があります。
- 盛土工事は、30cm層毎に転圧しながら段階的に上げていく形を取ります。
- 工事は今年度（雪が降る前まで）と、来年度（雪解け後から8月中を目途）で実施します。

④ 対策工

押え盛土工事の影響

・押え盛土工事に伴う影響について

・霊園内の樹木（桜）の伐採

盛土対策範囲内の桜は、9月中旬から伐採を予定。
（桜自体が移植に不向きな品種であるため）
なお、全ての樹木を伐採する訳ではなく、宅地側から霊園への目隠しとして樹木は残ります。



・搬入時のダンプ経路について

ダンプトラックにより、盛土に使用する材料を緑地帯へ搬入いたします。

搬入経路は右図の赤線とおり、羊ヶ丘通から里塚霊園を回り、緑地帯へ入る経路を予定しております。



・工事に伴う振動、騒音、交通規制について

通常の道路工事と同様ですが、霊園緑地帯での対策工事实施にあたり、近隣の皆様には工事に伴う振動、騒音や交通規制について、ご理解とご協力をお願いいたします。

④ 対策工

施工の同意・承諾について

・その他、工事实施にあたり、対象となる住民の皆様にご同意いただきたい事項

① 工事が円滑に進むようご協力いただくこと

- ・市が示す押え盛土を行う範囲や施工方法の了解
- ・（必要な場合）宅地内調査への協力

② （該当の方のみ）敷地境界付近の法面の盛土について

- ・緑地帯との敷地境界が法面の下にある宅地では、押え盛土を効果的なものとするため、書面により宅地所有者から施工の承諾を頂いたうえで、一部宅地部分に盛土を行います。
- ・（後述）境界杭は盛土実施後に復旧します。
- ・（宅地内の）盛土実施箇所について、維持保全に努め、除却や破壊を行わないよう、お願いいたします。

④ 対策工

対策工の役割と効果のまとめ

所有者と札幌市の役割分担

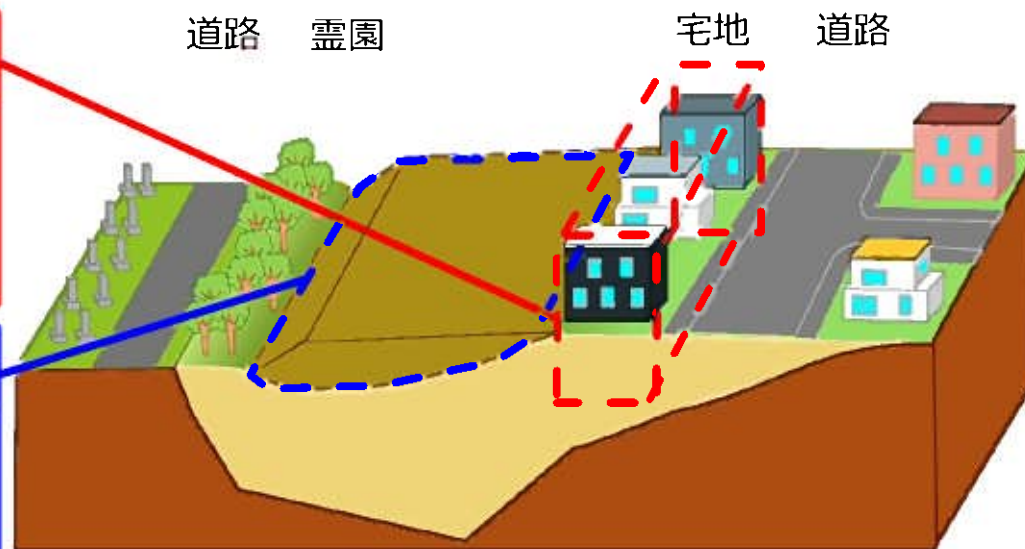
所有者

住宅・宅地の耐震化等の安全確保については、必要に応じて所有者が実施

札幌市

霊園・道路・宅地を含めたエリア一体の地盤の安定の為、霊園緑地帯において押え盛土を実施

「押え盛土による滑り変形の抑制」対策イメージ



- ・住宅・宅地の安全確保に関わる補修・再建は、各種支援金や貸付金等を活用し、所有者において進めてください

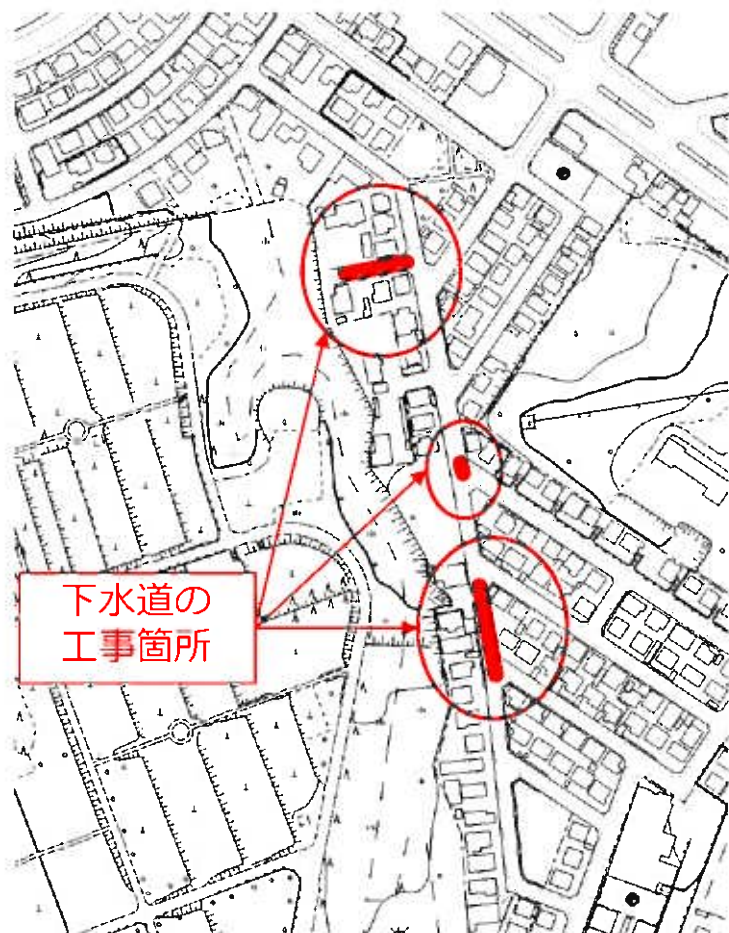
例) 住宅の沈下や傾斜を防止・軽減するための補修・補強、杭基礎や地盤改良、基礎の補強 など

⇒押え盛土実施により、緑地帯付近での滑り被害を抑制しますが、地震時における住宅・宅地の安全確保は所有者が必要に応じ実施するものです。

⑤ 関連工事等

下水道の被災状況と対策

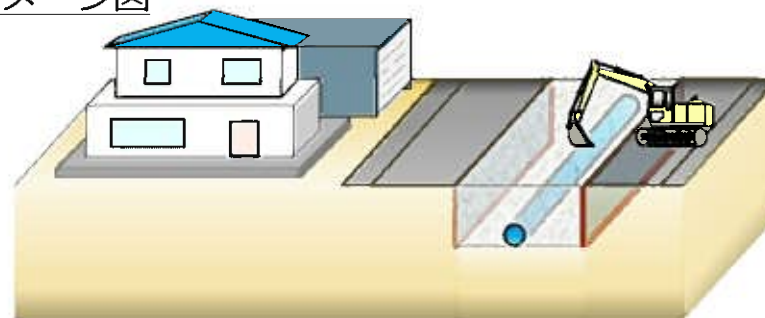
・下水道工事の内容について



カメラ調査写真



イメージ図

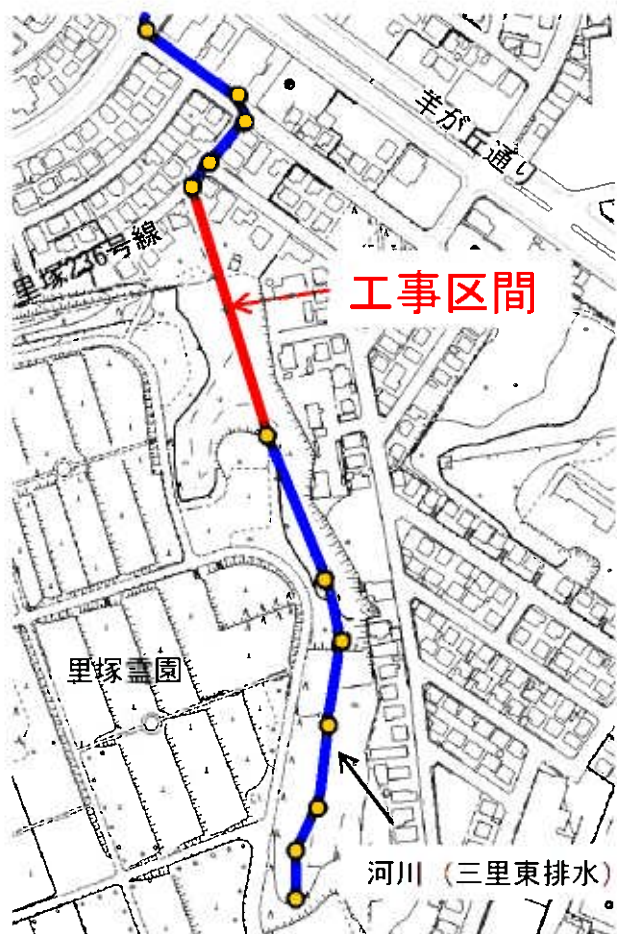


- ・ カメラ調査の結果、「ひび割れ」などが確認された箇所を、掘って新しい管に入替える工事を行います。
- ・ 工事の時期は、9月頃から開始し年内には終了する予定です。

⑤ 関連工事等

河川工事概要

・河川(三里東排水)の暗渠管の補修について



【工事概要】

内径 1 2 0 0 mm 延長 1 4 5 . 3 2 m

【施工業者】

株式会社創建

【工事期間】

・ 契約工期

令和元年 8 月 5 日～令和 2 年 1 月 1 7 日

・ 現地作業予定期間

準備・調査：令和元年 9 月上旬～1 週間程度

管 更 生：令和元年 1 0 月中旬～1 1 月下旬

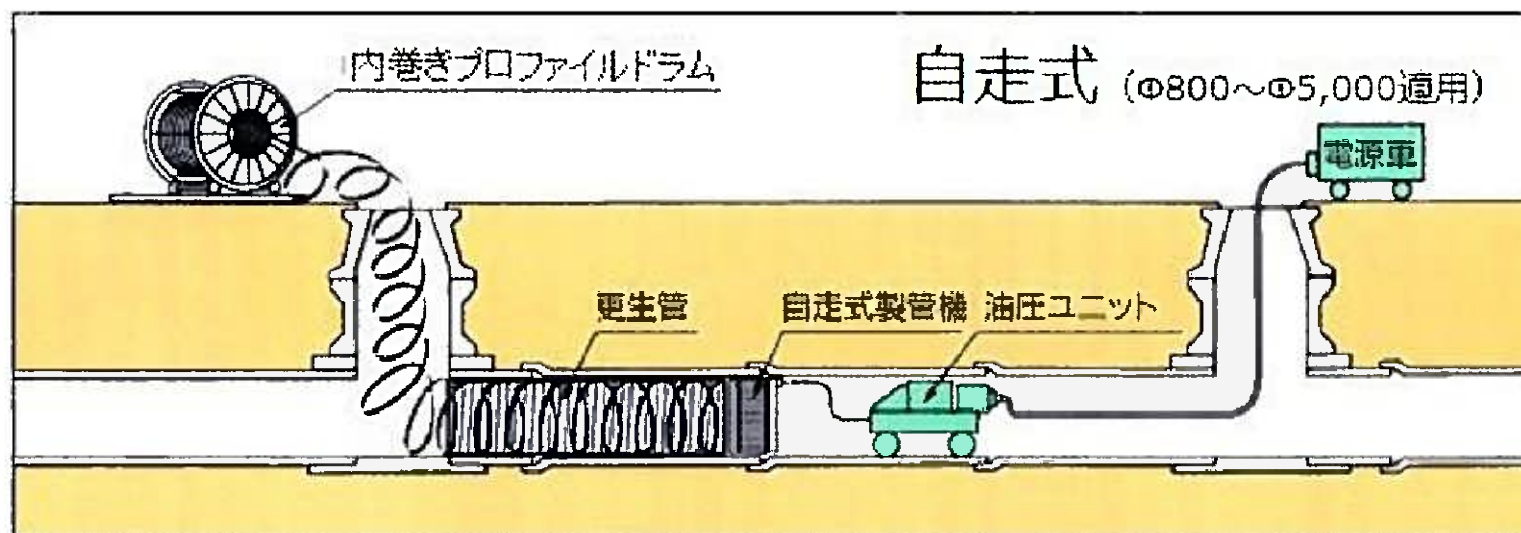
【工 法】

既設管の内面に新たな管路を構築する管更生工法により補修します。

⑤ 関連工事等

河川工事概要

【管更生工法イメージ図】



【管更生工法イメージ写真】

施工前



施工中



施工後

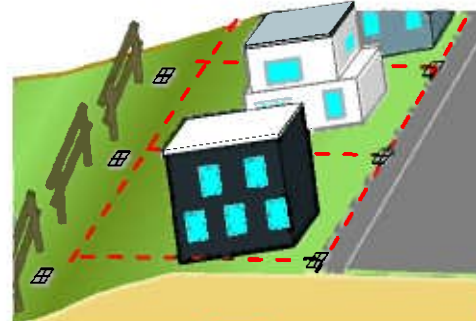
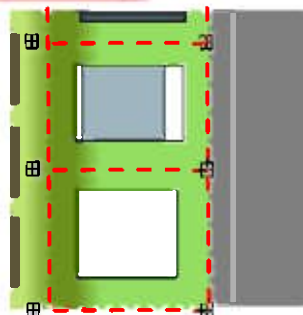


⑤ 関連工事等

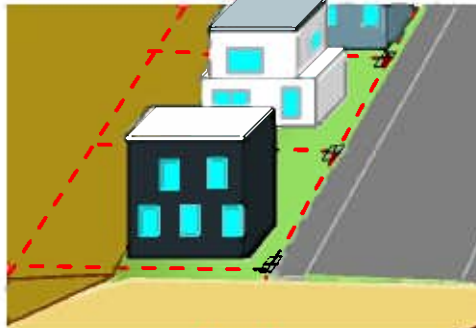
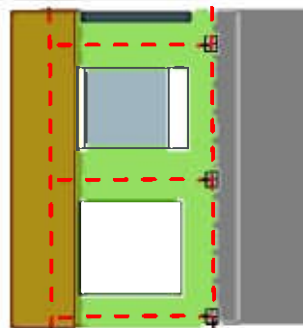
測量作業

・押え盛土実施範囲にある境界杭の対処について

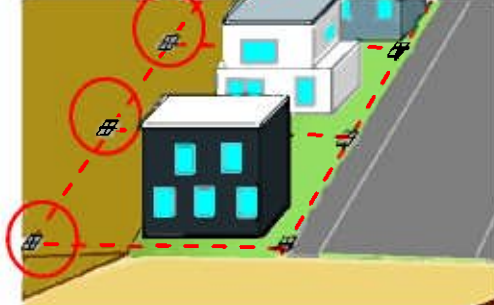
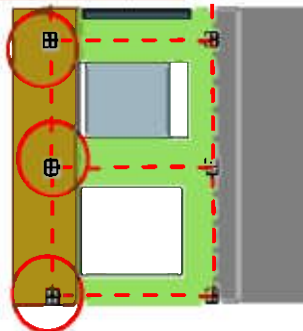
現在の状況



押え盛土の実施



境界杭の復元



- ・ 押え盛土を実施し地中に埋まってしまう境界杭は、工事完了後、法務局に登録されている図面（地積測量図）を基に復元いたします。
- ・ また、秋頃より、対象の皆様の宅地内に立ち入らせていただき境界杭の位置を調査いたします。

予定スケジュール

令和元年度⇒調査測量
（境界杭の位置確認）

令和2年度⇒復元測量
（境界杭の再設置）

⑥ 支援メニュー

主な被災者支援メニュー①生活支援関連

生活支援関連

- ① 被災者生活再建支援金（申請期限：基礎支援金 2019年10月7日
：加算支援金 2021年10月5日）

「全壊」「大規模半壊」と判定された方などを対象に、被害の程度によって基礎支援金(37万5千円～100万円)を、さらに住宅を建設・購入された場合などに加算支援金(37万5千円～200万円)を支給します。

- ② 被災者生活支援一時金（申請期限：2019年9月30日）

被災した住宅に居住していた世帯を対象に、「全壊」20万円／世帯、「大規模半壊・半壊」10万円／世帯を支給します。

- ③ 災害義援金（複数回に分けて義援金を配分。現在は第3次配分。）

「死亡者」150万円／人、「重傷者」50万円／人、「全壊」150万円／世帯、「大規模半壊」100万円／世帯、「半壊」80万円／世帯、「一部損壊」10万円／世帯（ただし、50万円以上の修理費を支出した一部損壊の世帯には30万円）。

- ④ リユース家具・食器の提供

被災した札幌市在住の方を対象に、リユース家具・食器を無償で提供します（家具は1世帯3点まで）。※リユース家具のみ2019年9月29日まで提供

- ⑤ 市税・保険料等・上下水道料※・家庭ごみ手数料などの減免

「半壊」以上と判定された方などは、市税などが減免される可能性がありますので、ご相談ください。※上下水道料金のみ2019年12月27日まで受付

家屋等の被害程度を証明する「り災証明書」交付の申し込み期限は令和元年8月30日（金）までとなっております。ご希望の方はお早めに申し込みください。

⑥ 支援メニュー

主な被災者支援メニュー②住宅支援関連

住宅支援関連

⑥ 宅地復旧支援事業(札幌市独自の支援策)

地震発生時に住宅の用に供されていた土地について、その所有者等が行う**宅地の復旧工事等に要する費用の一部を補助**いたします。

【対象工事】

- のり面、擁壁、地盤の**復旧工事**
- 住宅建屋下の**地盤改良工事**
- 住宅基礎**の沈下又は傾斜を修復する**傾斜修復工事**

【対象者】

地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者等（管理者
または占有者は、所有者の承諾を得たもの）

【対象宅地】

- 戸建住宅、アパートおよびマンション（賃貸・分譲）
- 兼用住宅（住宅と倉庫・事務所が一体となっている建物）

※住居に使用している部分が対象

※店舗、事業所、工場、倉庫等、住宅となる家屋ない場合は対象外

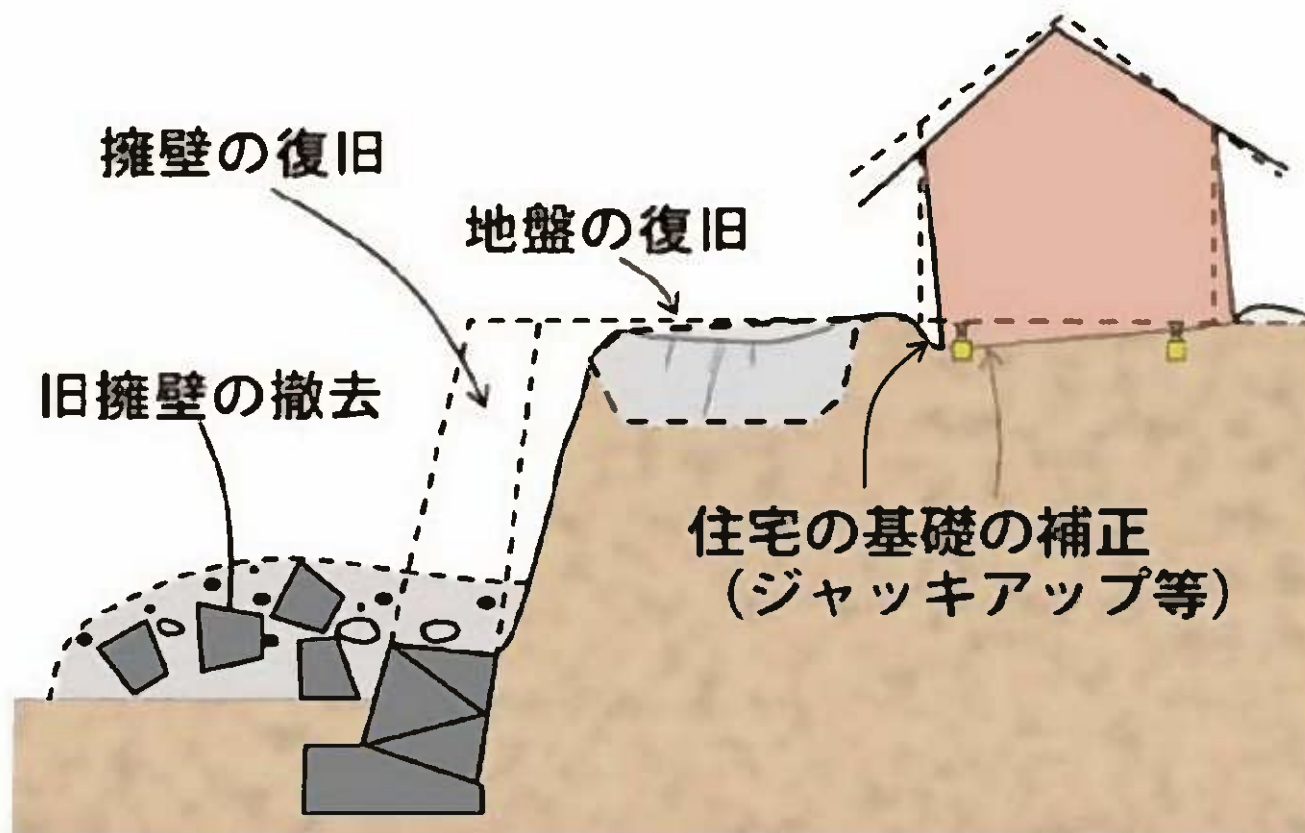
【補助金額】

対象工事費から50万円を控除した額に1 / 2 を乗じた額

(上限200万円)

⑥ 支援メニュー

主な被災者支援メニュー②住宅支援関連（宅地復旧支援事業続き）



【対象となる工事】

- のり面、擁壁、地盤の**復旧工事**
- 住宅建屋下の**地盤改良工事**
- 住宅基礎**の沈下又は傾斜を修復する**傾斜修復工事**

⑥ 支援メニュー

主な被災者支援メニュー②住宅支援関連

住宅支援関連

- ⑦ 市営住宅の提供（申請期限：2019年9月30日）
被災者に対して、市営住宅（原則もみじ台団地）を無償で提供
- ⑧ 応急仮設住宅の提供（申請期限：2019年9月30日）
「全壊」と判定されるなど自らの住居に居住できない方に、希望する民間賃貸住宅を札幌市が借り上げて提供いたします（家賃月額上限：1人世帯7万円、2～4人世帯9万3千円、5人以上世帯11万1千円）。 ※下記⑨との併用不可
- ⑨ 住宅応急修理制度（申請・工事完了期限：2019年9月30日）
「半壊」「大規模半壊」と判定された住宅等について、日常生活に必要最小限度の応急的な修理を、札幌市が業者に依頼し、その費用を支払います（札幌市負担上限額58万4千円）。 ※上記⑧との併用不可
- ⑩ 災害住宅補修資金貸付（申請期限：2019年9月30日）
居住の用に供する部分に10万円以上の損害を受けた家屋の補修工事を行う方に、必要な資金を貸し付けいたします（貸付限度300万円、償還期間7年以内、保証人必要）。
- ⑪ 被災家屋等の撤去制度(費用償還)（申請期限：2019年12月27日）
り災証明で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された住宅等について、所有者自身が業者に依頼し、撤去した費用の償還を行います。

⑦ スケジュール

想定スケジュール

全体スケジュール

	2019年度	2020年度
札幌市	原因究明 工法検討 対策工事の実施 (盛土工事 1 期) 下水道工事、河川工事	対策工事の実施 (盛土工事 2 期)
住民	合意形成	

短期(12月まで)スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月
説明会	●				
対策工事			樹木伐採 排水構造物撤去	押え盛土工事	
河川工事 (三里東排水)				管更生工事	
下水道工事				下水道管入替え工事	

本日の工事説明会の内容に関するお問い合わせ先

【市街地復旧や全体調整について】

建設局市街地復旧推進室 中央区北1条西2丁目（市役所8階）

電話：211-2390 FAX：218-5137

【里塚霊園について】

保健福祉局保健所生活環境課 中央区大通西19丁目（WEST19ビル3階）

電話：616-2855 FAX：622-7311

【対策工事について】

建設局土木部工事課（街路工事一係） 中央区北1条西2丁目（市役所8階）

電話：211-2623 FAX：218-5139

【宅地について】

都市局市街地整備部宅地課

中央区北1条西2丁目（市役所2階） 電話：211-2512 FAX：218-5177

【河川工事について】

下水道河川局事業推進部河川事業課

豊平区豊平6条3丁目 電話：818-3414 FAX：812-5241

その他里塚地区の復旧に関する各種お問い合わせ先

【道路や公園の維持管理、冬期の除雪について】

清田区土木部維持管理課

清田区平岡2条4丁目1-40 電話：888-2800 FAX：884-6474

【仮設住宅について】

都市局市街地整備部住宅課

中央区北1条西2丁目（市役所7階） 電話：211-2807 FAX：218-5144

【市営住宅について】

都市局市街地整備部住宅管理担当課

中央区北1条西2丁目（市役所7階） 電話：211-2806 FAX：218-5144

【宅地復旧支援事業や住宅再建ガイドについて】

都市局市街地整備部 宅地復旧支援室

中央区北1条西2丁目（市役所2階） 電話：211-2565 FAX：218-5177

【被災家屋等の撤去制度について】

都市局建築部建築保全課

中央区北1条西2丁目（市役所9階） 電話：211-2816 FAX：218-5142

【り災証明について】

財政局南部市税事務所固定資産税課

豊平区平岸5条8丁目2-10（イースト平岸） 電話：824-3918 FAX：824-3018

【その他の支援やご相談、生活支援ガイドについて】

お問い合わせは、札幌市コールセンター 電話：222-4894をご利用ください。